

公益信託ヨコハマポート サイドまちづくりトラスト

平成 29 年度 募集要項

1. 助成の目的

住民の創意工夫による自主的なまちづくりの活動を行う個人又は団体に対して助成を行うことにより、ヨコハマポートサイド地区の振興と活性化を図り、アート&デザインのコンセプトにふさわしい快適で文化的なふれあいのあるまちの創造に寄与することを目的とします。

2. 助成対象

ヨコハマポートサイド地区で以下の活動を行なう個人又は団体。

個人とは横浜市に住所・居所を有する者、在住・在勤する者をいう。

団体とは2人以上の個人が自主的なまちづくりをするため結成したものをいう。

(1) 助成対象事業または活動と具体例

①まちづくりに必要な環境整備等の活動

- ア. 街路灯の整備・補修
- イ. 街の顔となるライトアップの維持
- ウ. 街の環境美化事業（清掃等）
- エ. 街づくり協定による街並みづくり事業の助成
- オ. モニュメントの維持管理など

『街づくりに必要な環境整備』のため、トラストでは照明事業に対して助成を行います。

照明事業とは A. 歩道照明や景観演出の街路灯などの電力料の補助

B. 照明器具交換に要した費用の補助 です。

照明事業の詳細については別紙「照明事業の助成対象について」をご覧ください。

②まちづくりに関する調査研究、計画の立案

- ア. 街づくり協定の基本的事項の調査・指導
- イ. アート&デザインの調整・指導
- ウ. 芸術・文化活動の調査研究など

③まちづくりに関するイベント及び広報等の活動

- ア. 各種イベント
- イ. 地域ニュースの発行
- ウ. 案内板の設置、補修、維持管理
- エ. マスメディア等による各種PR
- オ. 展覧会・講演会・文化交流など

(2) 活動総額に対する助成上限について

事業内容	助成率
(1) まちづくりに必要な環境整備	
①街路灯の整備、補修	3 / 4
②街の顔となるライトアップの維持	1 / 4
③街の環境美化（清掃等）	1 / 2
④街づくり協定による街並みづくり事業	1 / 2
⑤モニュメント等の維持管理	1 / 2
(2) まちづくりに関する調査研究	
①街づくり協定の基本的事項の調査	1 / 2
②アート&デザインの調査、指導	1 / 2
③芸術文化活動の調査研究	1 / 2
(3) まちづくりに寄与するイベント及び広報活動	
①各種イベント	1 / 2
②地域ニュースの発行	1 / 2
③案内板の設置、補修、維持管理	1 / 2
④マスメディア等による各種PR	1 / 2
⑤展覧会、講演会、文化交流など	1 / 4

なお、運営委員会の判断により、助成率を超えて助成を決定することがあります。

3. 助成件数及び金額

件数 35 団体程度

金額 総額 1,500 万円

4. 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送下さい。申請書については下記照会先へ請求して下さい。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
なお、応募にあたっては申請内容について当基金の運営委員会に先立ってヒアリングを行う場合がありますのでご承知おきください。

5. 募集期間

平成 28 年 12 月 1 日 (木) ~平成 29 年 1 月 6 日 (金) (必着)

6. 選考及び通知と助成金受取りまで

- (1) 募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、平成 29 年 4 月頃にその結果（内定通知）を書面にてお知らせします。
- (2) 内定通知書を受け取ったら、助成事業が開始した時点において、『着手報告書』を提出していただきます。
- (3) 助成事業が終了した時点で『実績報告書』および実績に基づいた『助成金交付申請書兼請求書』を提出していただきます。
- (4) 提出いただいた報告書等の内容を確認し、問題がなければ助成金を交付いたします。

7. その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 リテール受託業務部 公益信託グループ
ヨコハマポート サイド まちづくリトラスト 申請口
TEL 03-5232-8910(受付: 平日 9 時~17 時) FAX 03-5232-8919

公益信託ヨコハマポートサイドトラスト 照明事業の助成対象について

当トラスト募集要項に記載された『街づくりに必要な環境整備』のため、当トラストでは照明事業に対して助成を行います。照明事業とは

- A. 歩道照明や景観演出の街路灯などの電力料の補助
- B. 照明器具交換に要した費用の補助 です。

※ 助成の決定にあたっては、対象となる照明事業に対して審査が行われます。

助成対象となる照明は下記の通りです。

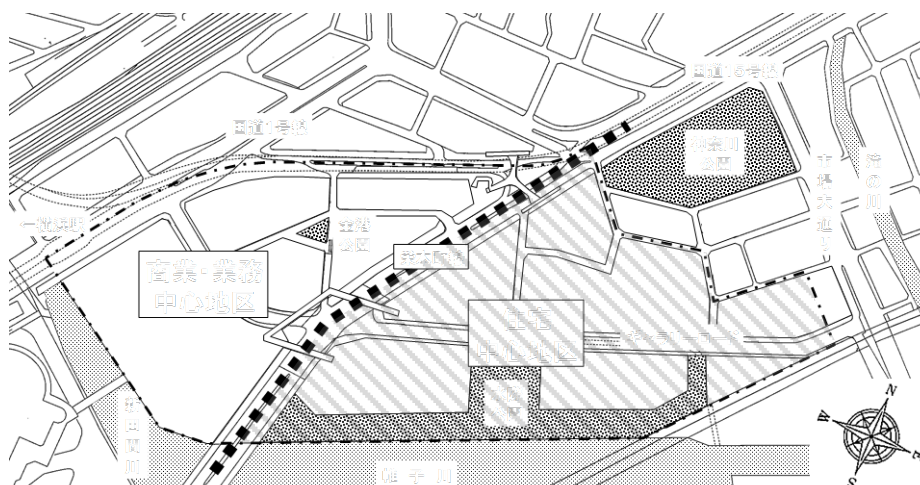
【エリア限定あり】

① 歩道照明(公道)

→ 栄本町線沿い(下図太い点線)の歩道を照らす照明

② 歩道照明(地区施設・公開空地)

→ 住宅中心地区(下図斜線)における地区施設(歩道状空地)や公開空地を照らす照明



【エリア限定なし】

③ イベントライトアップ

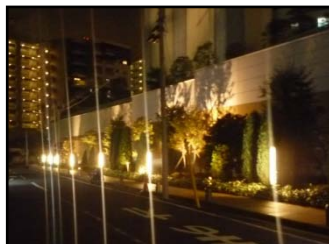
→ 期間を限定して行う、ポートサイド地区のアート&デザインに寄与するイベント照明

④ 通常ライトアップ

→ ポートサイド地区のアート&デザインに寄与する、建物やモニュメント、樹木等への照明

■ 助成事例

- ①歩道照明(公道) ②歩道照明(地区施設) ③イベントライトアップ ④通常ライトアップ



1. 照明事業の助成率

区分		区分	助成率
歩道照明	公道	①	75%
	地区施設・公開空地	②	25%
ライトアップ	イベントライトアップ		③ 40%
	通常ライトアップ	マンション	④ 25%
		企業	⑤ 10%

区分の定義

- ① 公道照明：公道（歩道）のための照明。
- ② 地区施設照明：地区施設（都市計画で位置付けられ、敷地内で整備された歩道上の空地、広場など）のための照明。
- 公開空地照明：公開空地（敷地内の自由に通行可能な歩道状の空地、通路など）のための照明。
- ③ イベントライトアップ：クリスマスなどに期間限定で行われるライトアップで、イベント性が高いもの。
- ④ ⑤ 通常ライトアップ：通年にわたり、建物全体または一部（頂部など）を照らすもの、またはモニュメント、樹木などを効果的に照らすもの。

2. 申し込みから、資金お受取までの流れ

ア 申請時に必要な書類（提出資料はA4版でお願いします。）

助成申請書（書式あり）

団体名簿

事業計画書 照明事業区分チェックシート（助成申請用・書式あり）

事業見積書

地図

写真

※なお、新規で申込みされる場合、運営委員会での審査用に添付資料（写真など）は10部用意願います。

イ 運営委員会で審査し、助成対象と認められた場合、助成内定通知書で通知します。

ウ 内定通知書を受け取ったら助成事業が開始した時点において、受託者へ『着手報告書』（書式あり）を提出。

エ 助成事業が終了した時点で

『実績報告書』（書式あり）と『照明事業区分チェックシート』（実績報告用・書式あり）を提出。電力使用量と電球交換などの器具交換に要した記録も併せて提出。

オ 上記実績に基づいて、『助成金交付申請書兼請求書』（書式あり）を提出。

カ 助成金の交付を受ける。

以上